



リフォームかし保険 リフォームワイド

重要事項説明書

(2020年4月1日以降の申込み用)

保険契約の重要な事項が記載されています

この保険は、住宅瑕疵担保履行法に基づき保険法人として指定を受けた株式会社ハウスジーメンが、リフォーム事業者を対象として提供します。

「本書」には、リフォームかし保険の内容のうち、特に確認いただきたい事項を記載しています。保険契約の締結後は「保険証券」や「保険付保証明書」と一緒に保管してください。

本書は保険の内容の全てを記載するものではありません。詳細は「約款集」で確認してください。

「本書」の内容に不明な点がありましたら、保険取次店や当社にお問い合わせください。

重要！

- 必ずご内容をご確認ください。(注文者は、事故発生時など必要に応じて確認してください。)
- 主な免責事項など、リフォーム事業者や注文者にとって不利益な情報が記載された部分について十分ご確認ください。

「概要説明書」を使用して保険の概要を注文者に説明し、「契約内容確認シート」に記名押印を取り付け、申込時に提出してください。概要説明のタイミングで「本書」を注文者に渡してください。

ご案内

- 保険の申込みを郵送で受け付ける場合は、「本書」の送付をもって重要事項の説明とします。申込時に内容を確認したことを申告してください。
- 保険の申込みをポータルサイトで受け付ける場合は、「本書」をweb上で表示して重要事項説明とします。入力フォームの確認欄にチェックを付けて、内容を確認したことを申告してください。

「本書」では、次の各法律の名称を略称で使用します。

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律……(略称) 住宅瑕疵担保履行法
住宅の品質確保の促進等に関する法律……………(略称) 品確法

重要事項説明書

リフォームかし保険 リフォームワイド

保険契約の概要

本章には、保険契約の内容を理解するために確認すべき事項を記載しています。ひとつお目を通していただき、保険契約の締結後は「保険証券」や「保険付保証明書」と一緒に保管してください。

1. 商品の名称

リフォームかし保険 リフォームワイド（住宅リフォーム瑕疵担保責任保険の略称です）

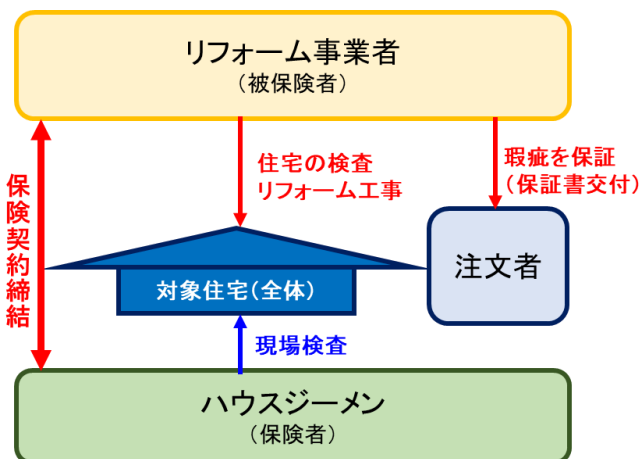
リフォームワイドには、次のコースがあります。

保険のコース	概要
構造・防水コース	「基本構造部分改修工事に関する特約」を付帯するリフォームワイドです。 住宅全体の構造耐力上主要な部分と雨水の浸入を防止する部分を保険の対象とします。
構造コース	「耐力改修工事に関する特約」を付帯するリフォームワイドです。 住宅全体の構造耐力上主要な部分を保険の対象とします。 雨水の浸入を防止する部分については通常のリフォームかし保険と同様に工事の実施部分が保険の対象となります。
防水コース	「防水改修工事に関する特約」を付帯するリフォームワイドです。 住宅全体の雨水の浸入を防止する部分を保険の対象とします。 構造耐力上主要な部分については通常のリフォームかし保険と同様に工事の実施部分が保険の対象となります。

2. 保険契約の概要

(1) 保険契約の概要

この保険は、検査に基づき既存住宅の基本構造部分の基本的な耐力性能または防水性能を満たすことを目的とするリフォーム工事を行い、住宅の瑕疵に起因する注文者の損害に対して保証約定期に基づき、瑕疵担保責任を負担するリフォーム事業者が加入するものです。



■瑕疵担保責任とは

2020年4月1日に施行された改正民法では、「内容の明確化」の一環として「瑕疵」という表現をやめ、請負人や売主に法律上義務付けられる「瑕疵担保責任」について、判例による解釈を明確化するかたちで「契約不適合責任」に変更しました。

一方、品確法と住宅瑕疵担保履行法では、名称の定着等を踏まえて「瑕疵担保責任」や「瑕疵担保責任保険」という表現を引き続き使用しており、対象とする責任の範囲についても変更はありません。

具体的には、同時に改正された改正品確法では「種類または品質について契約の内容に適合しない状態」として「瑕疵」を、新築住宅の供給者が負う構造耐力上主要な部分等に対する担保の責任として「瑕疵担保責任」をそれぞれ定義し、改正住宅瑕疵担保履行法でも、品確法で定義した「瑕疵」や「瑕疵担保責任」の表現を引き続き使用しています。

(2) 保険の対象とするリフォーム工事

リフォームかし保険の対象となる工事とならない工事は次のとおりです。

住宅区分	リフォーム工事の内容	備考
対象となる工事	住宅の一部に対する工事	屋根や外壁の再塗装、改築工事、耐震改修工事、外壁材の交換、防水紙の交換、内装等のリフォーム工事が該当します。
	住宅と一体となった設備に対する工事	トイレや風呂、キッチン等の設備リフォームが該当します。
対象とならない工事	住宅と一体となっていない屋外設備装置や家財、什器、備品、可搬式・移動式の機器等に対する工事	家具の修理や組立が該当します。
	外構工事等住宅の敷地内の住宅以外の部分に対する工事	外塀や、門扉、物置等の修繕や新設、交換等の工事が該当します。
	基礎の新設を含む工事(増築工事)	増築工事に関する特約を付帯する場合に保険契約の対象とすることができます。

(3) 引受けの対象とする住宅

戸建住宅と小規模共同住宅(階数 3 以下かつ 500 m²未満の共同住宅)。小規模共同住宅は一部の住戸のみ保険の対象とすることはできません。

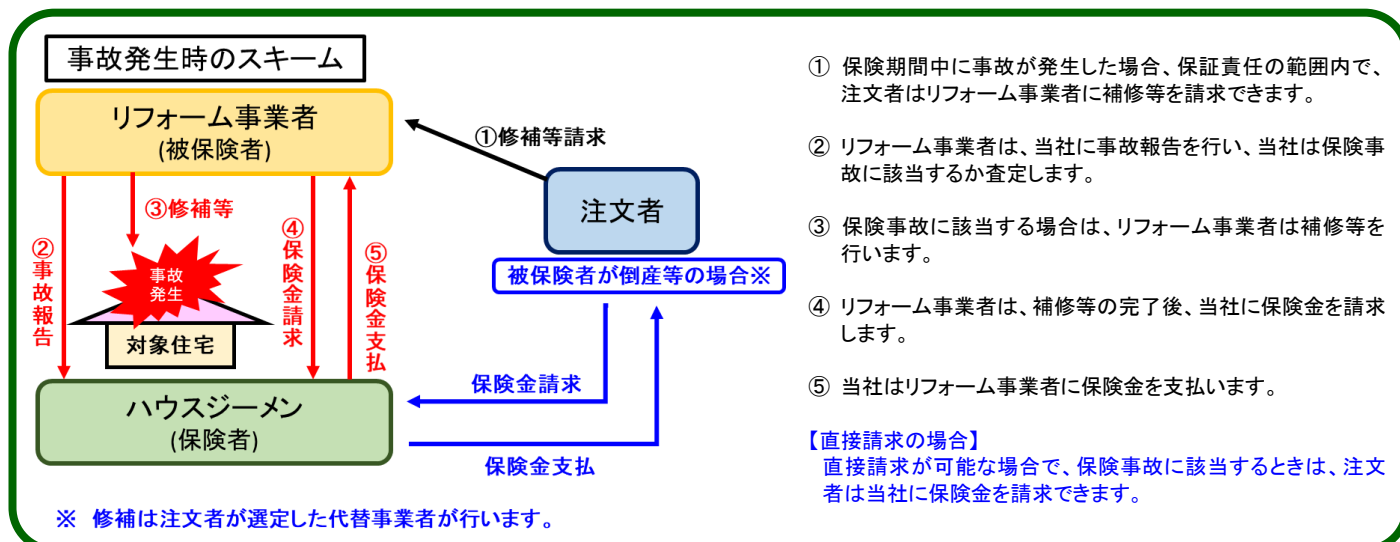
3. 保険金の支払の対象となる範囲

(1) 保険金をお支払いする場合(保険事故)

保険金をお支払いする場合は次のとおりです。詳細は「約款集」で確認してください。

保険金をお支払いする場合(保険事故)	<p>保険証券記載の住宅(対象住宅)の基本構造部分の瑕疵に起因して、対象住宅に次の事由が生じた場合(保険事故)に、被保険者であるリフォーム事業者が注文者の損害に対して保証約定によって履行する瑕疵担保責任について、保険金をお支払いします。</p> <p>① 構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさない場合 ② 雨水の浸入を防止する部分が基本的な防水性能を満たさない場合 ③ 上記のほか、対象リフォーム工事を実施した部分が社会通念上必要とされる性能を満たさない場合*</p> <p>※ 保険事故のとなる事象の例は、本書末尾の「不具合事象」を参照してください。</p>
注文者の直接請求(共通)	<p>リフォーム事業者が倒産している場合や、相当の期間を経過しても瑕疵担保責任を履行しない場合は、リフォーム事業者が瑕疵担保責任を負担すべきであった損害の範囲で注文者が保険金を請求できます。</p>

(注) ①の事由は、「防水コース」では「対象リフォーム工事の目的物の瑕疵に起因して構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさない場合」と、②の事由は「構造コース」では「対象リフォーム工事の目的物の瑕疵に起因して、雨水の浸入を防止する部分が基本的な防水性能を満たさない場合」となります。



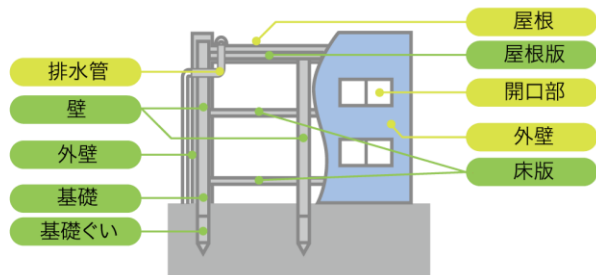
保険の対象となる構造耐力上主要な部分等

木造軸組工法の木造住宅の場合



構造耐力上主要な部分 雨水の浸入を防止する部分

鉄筋コンクリート造の住宅の場合



構造耐力上主要な部分 雨水の浸入を防止する部分

(2) お支払いする保険金の範囲

保険金をお支払いする保険金の範囲は次のとおりです。詳細は「約款集」で確認してください。

直接修補費用	事故を補修するために必要な材料費、労務費その他の直接補修費用
争訟費用	事故の解決のために必要となる訴訟や、和解、調停、仲裁、示談に要する費用
権利保全費用	リフォーム事業者の第三者に対する事故に関する損害賠償等の請求権を行使・保全するための費用
調査費用	事故の補修に必要な、事故の状況や発生部位、補修の範囲、方法等を確定するための調査費用
仮住まい・転居費用	対象住宅の住人が事故の補修のために余儀なくされた、補修期間中の仮住まい費用や転居費用

5. 免責事由(保険金をお支払いできない主な場合)

保険金をお支払いできない損害があります。詳細は「約款集」で確認してください。

(1) 故意・重過失により生じた損害

下記記載の者の故意または重大な過失によって生じた損害には保険金をお支払いしません。

- 保険契約者(被保険者)またはその下請負人や受託者
- 注文者(注文者と住宅所有者が異なる場合は住宅所有者を含む)
- 上記の者と雇用契約のある者

(2) 外来の事由等により生じた損害

次の事由により生じた損害には保険金を支払いません。

分類	具体的原因
外来の事由により生じた損害	○ 洪水、台風、暴風、暴風雨、せん風、たつ巻、豪雨またはこれらに類似の自然変象 ○ 火災、落雷、爆発、航空機の落下、変乱、暴動、騒じょう、労働争議等の偶然または外来の事由
地盤沈下等により生じた損害	○ 土地の沈下、隆起、移動、振動、軟弱化、土砂崩れ、土砂の流出または流入 ○ 土地造成工事の瑕疵
経年劣化等により生じた損害	○ 虫食いまたはねずみ食い ○ 住宅の性質による結露 ○ 瑕疵によらない住宅の自然の消耗(経年劣化)、摩滅、さび、かび、むれ、腐敗、変色等の事由
植物等により生じた損害	○ 植物の根等の成長 ○ 小動物の害
住宅の仕様により生じた損害	○ 採用された工法に伴い対象住宅に通常生じうる雨水の浸入、すきま、たわみ ○ 上記と類似の事象
不適切な維持管理により生じた損害	○ 住宅の著しい不適正使用 ○ 著しく不適切な維持管理
戦争等により生じた損害	○ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱またはこれらと類似の事象 ○ 暴動
天変地異により生じた損害	○ 地震または噴火 ○ 地震や噴火に起因して生じた津波

区分	概要
核燃料物質等により生じた損害	○ 核燃料物質の放射性、爆発性その他の有害な特性 ○ 上記の特性による事故
石綿等により生じた損害	○ 石綿、石綿の代替物質、石綿を含む製品 ○ 石綿の代替物質を含む製品の発ガン性その他有害な特性

(3) 保険の対象とならない損害

次の損害に対しては保険金を支払いません。

区分	概要
対象住宅以外の財物に生じた損害	○ 対象住宅以外の財物の滅失またはき損 ○ 対象住宅その他の財物の使用の阻害
塗装の色むら等	○ 建築材料、内外装または塗料等の色 ○ 色調または柄の選択 ○ 塗装仕上面の色むらまたは濃淡
設置した設備自体の不具合	○ 設置、修繕等を行った設備や機器等自体の不具合 (被保険者による施工または組立上の瑕疵によって生じた不具合は保険の対象です)
期待した性能の不発揮	○ 防音性能または断熱性能の達成できない場合 ○ その他の注文者が意図した効能または性能が発揮できない場合

(4) 事業者が責任を負わない瑕疵に起因する損害

次のいずれかの瑕疵に起因する損害(拡大した損害を含みます)に対しては、保険金を支払いません。

区分	概要
注文者に起因する瑕疵	リフォーム事業者が不相当であると指摘したにもかかわらず、注文者が採用させた設計・施工方法や資材の瑕疵
現場検査適合後の工事の瑕疵	現場検査適合後に行われた工事(保証責任の履行による修補を含みます)の瑕疵

6. 主なその他の特約およびその概要

適用される特約は、「保険証券」や「保険付保証明書」で確認することができます。詳細は「約款集」で確認してください。

(1) 増改築工事に関する特約

この特約によりリフォームワイドでは対象とならない増築工事の対象部分の瑕疵を保険契約の対象とします。引き受けに際してはリフォーム工事に対する現場検査のほか、増築工事に対して現場検査を行います。

区分	概要等
特約の対象とする増築工事	この特約の対象とする増築工事には、「住宅の一部の基礎を新設して床面積を増やす工事」のほか、「従たる建物(離れ)の新築」が含まれます。 また、増築部分は、 階数3以下で人が居住する部分を含むもの に限ります。 注意点 離れを新築する場合、その住宅が「住宅としての要件」を満たし、独立した住宅として評価できるものである場合は、資力確保義務の対象となりますので、事前にご確認ください。
保険金の支払対象	増築工事の対象部分に次の事由が生じた場合に保険金をお支払いします。 ○ 構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさない場合 ○ 雨水の浸入を防止する部分が基本的な防水性能を満たさない場合
この特約の保険金額	8の保険金額と別建てで 2000万円
この特約の保険責任期間	保険期間の始期から 10年間

(2) その他の特約

特約名	概	備考
故意・重過失損害担保特約	注文者の直接請求の限り、通常は免責となる故意等により生じた損害や、告知義務違反を理由として保険金が支払われない損害について、保険金を支払う特約です。	注文者が宅建業者の場合は付帯できません。
保険料等の支払に関する特約	保険料等の支払猶予を認める場合に付帯する特約です。支払期日や保険料等の支払いがされなかった場合の取扱いを規定しています。	

7. 保険期間(保険責任期間)

原則としてリフォーム工事完了後の当社の現場検査の適合日から開始して支払事由に応じて次の期間です。

支払事由	保険責任期間
<ul style="list-style-type: none"> ○ 構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさない場合 ○ 雨水の浸入を防止する部分が基本的な防水性能を満たさない場合 	5年間
上記のほか、対象リフォーム工事の実施部分に著しい不具合が生じるなど、社会通念上必要とされる性能を満たさない場合	1年間 または 2年間

8. 保険金額等の保険契約の引受条件

(1) 保険金額・限度額

1000万円/戸

次の費用については、一事故につき次の金額を限度とします。

調査費用	補修費用が 100 万円までの場合	:10 万円
	補修費用が 100 万円を超えて 500 万円まで	:補修金額の 10%
	補修費用が 500 万円を超える場合	:50 万円
仮住まい・転居費用	50 万円 (実額を限度とします)	

○ 当社が引き受ける保険契約単位の限度額

リフォーム事業者 あたりの限度額	同一年度(毎年 4 月 1 日から 3 月 31 日まで)に当社が引き受けたリフォームかし保険と大規模修繕かし保険を合算して 10 億円。ただし、引き受けた保険金額の合計が 100 億円を超える場合はその 10%とします。
同一年度 全引受保険契約限度額	同一年度(毎年 4 月 1 日から 3 月 31 日まで)に当社が引き受けた住宅リフォームかし保険と大規模修繕かし保険を合算して 30 億円

(2) 免責金額(一事故あたり)

免責金額は保険金を請求する方の負担となります。

保険の対象となる損害の額	請求者	
	リフォーム事業者	注文者(直接請求)
50 万円以下	10 万円	10 万円
50 万円超	損害額の 20%	

注意喚起情報

本章には、リフォーム事業者と注文者の双方に特に注意いただきたい事項を記載しています。

1. 事故が発生した場合の手続き

リフォーム事業者	<ul style="list-style-type: none">○ 事故を発見した場合は速やかに当社に連絡してください。保険事故の可能性がある場合は事故報告書を提出していただきます。○ 当社がリフォーム事業者に代わって注文者と示談交渉を行うサービスはありません。事故が発生した場合はリフォーム事業者が注文者との示談交渉を行ってください。○ 当社の承認を得ないで補修工事を行った場合や賠償金等を支払った場合は、保険金をお支払いできないことがあります。
注文者	<ul style="list-style-type: none">○ 事故を発見した場合は速やかにリフォーム事業者に連絡してください。リフォーム事業者からの連絡を受けて、保険事故の可能性がある場合はリフォーム事業者から事故報告書を提出していただきます。○ リフォーム事業者が倒産している場合や相当の期間を経過しても補修等を行わない場合は、当社に連絡してください。保険事故の可能性がある場合は注文者から事故報告書を提出していただきます。

2. 注文者による保険金の直接請求の取扱い

事故が発生時にリフォーム事業者が倒産している場合や、事故の発生後、相当の期間を経過しても瑕疵担保責任を履行しない場合は、リフォーム事業者が瑕疵担保責任を負担すべきであった損害の範囲で注文者が当社に保険金を請求できます。この場合の取扱いにおける注意事項は次のとおりです。

- 免責金額は注文者の負担となります。
- この場合でも、免責事由に当たる場合は保険金をお支払いできません。

3. 故意・重過失の場合における取扱い

故意・重過失損害担保特約を付帯した保険契約では、注文者による直接請求の場合に限り、次の事由により保険金を支払われない損害に対しても保険金を支払います。

- 故意または重大な過失により生じた損害
- リフォーム事業者の告知義務違反

取扱いの注意点は次のとおりです。

- 注文者に故意や重大な過失がある場合や、注文者が告知義務違反を知っていた場合は対象となりません。
- お支払いする保険金の範囲のうち争訟費用と権利保全費用は対象になりません。
- 支払う保険金は当社が支払いを受ける再保険金の額を限度とします。

4. 個人情報の取扱い

当社は、皆様からお預かりした個人情報を以下のとおり取り扱います。

(1) 個人情報の利用目的

当社は、以下の利用目的の範囲内において、当社に提供された個人情報を利用します。

- ・住宅瑕疵担保責任保険業務の履行
- ・住宅の性能表示、検査、証明に関する業務(住宅性能表示制度に基づく住宅性能評価業務、(独)住宅金融支援機構フラット 35 住宅適合証明検査業務を含む)の履行
- ・住宅情報の蓄積および提供に関連する業務の履行
- ・住宅についての保証に関する業務(地盤保証、完成保証を含む)
- ・住宅ローン取次業務の履行
- ・その他住宅瑕疵担保責任保険法人として国土交通大臣の認可を受けて行う業務の履行
- ・当社グループ会社(下記(3)参照)および提携会社を取り扱う商品、サービス、催し物等に関する案内
- ・各種お問い合わせ、資料請求その他ご依頼等への対応
- ・本人から事前に同意を得た目的

当社は、上記の利用目的について、それらのいずれかと相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲において変更することがあります。この場合、当社はその内容をホームページ等により公表します。

(2) 個人情報の提供

次の場合を除き、本人の同意なく第三者に提供しません。

- ・法令に基づく場合
- ・人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ・公衆衛生の向上や児童の健全な育成の推進のために必要な場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ・国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- ・個人情報の利用目的の達成に必要な範囲において、業務委託先へ個人データの取扱いを委託する場合
- ・住宅ローン取次業務に関連して、グループ会社である日本モーゲージサービス(株)や(株)住宅アカデミアに提供する場合
- ・当社業務に必要な再保険契約に関して、再保険引受先へ提供する場合
- ・住宅瑕疵担保責任保険に関する相談、住宅瑕疵担保責任保険契約が付保された住宅について生じる保険事故の対応もしくは紛争解決に向けたあっせん等または関係者への情報提供のために保険・住宅関連の公的機関((一社)住宅瑕疵担保責任保険協会、指定紛争処理機関(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターを含む)に提供する場合
- ・合併、分社化、営業譲渡その他の事由によって事業の承継が行われる場合 など

当社は、上記について、相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲において変更することがあります。ただし、変更を行う場合は、その内容をホームページ等で公表します。

(3) 個人情報の共同利用①

当社は、提供された個人情報をグループ会社と共同で利用することがあります。

- ・共同利用する個人情報の項目：
氏名、所属に関する情報(会社名等)、役職名、住所、電話番号、FAX 番号、メールアドレス、音声、サービス購入履歴
- ・共同利用の範囲：
グループ会社(日本モーゲージサービス(株)、(株)住宅アカデミア、(一社)住宅技術協議会)とその提携会社
- ・共同利用の利用目的：
取得の際に当社が通知または公表した利用目的の達成に必要な範囲
- ・共同利用する個人情報の管理責任者：
日本モーゲージサービス(株) 経営管理部(お客様担当窓口)
TEL:03-5408-8160 FAX:03-5408-8218 E-mail:info@m-s-j.jp

(4) 個人情報の共同利用②

当社は、上記のほか、提供された個人情報を以下の事項に従って共同で利用することがあります。

- ・共同利用する個人情報の項目：
住宅瑕疵担保履行法に基づく住宅瑕疵担保責任保険制度における保険事故情報に関する項目
- ・共同利用の範囲：
当社
(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター
- ・共同利用の利用目的：
住宅瑕疵情報活用推進協議会の事業における保険事故情報の活用に関する検討およびその実施
- ・共同利用する個人情報の管理責任者：
株式会社ハウスジメン お客様相談室(お客様担当窓口)
TEL:03-5408-6088 FAX:03-5408-8485 E-mail:info@house-gmen.com

(5) 個人情報の取扱いの詳細

詳細については、当社ホームページ(<http://www.house-gmen.com>)を参照してください。

プライバシーポリシーは右のQRコードから確認いただけます。



5. 保険事故発生時の写真の利用

当社は、保険金請求手続きで取得した事故発生部位等の写真について、事故の削減を目的とした資料の作成や、研修資料の作成などを目的として利用することがあります。この場合、当社は関係者や住宅が第三者から特定できないような方法で写真を利用します。

6. ハウスジーマン破綻時の取扱い

経営の破綻等により、当社が保険法人の指定を取り消された場合は、当社との間で締結した保険契約は、国土交通大臣の指定を受けた、当社の瑕疵保険業務を承継した保険法人に引き継がれます。

7. 保険証券と保険付保証明書

当社は、契約締結後に「保険証券」と「保険付保証明書」を発行します。「保険付保証明書」はリフォーム事業者から注文者に渡してください。これらの書類は保険の内容が記載されていますので、それぞれお手元に保管してください。

8. 保険協会審査会への審査請求

保険金の請求者は、保険金の支払いに関する当社の査定結果を受け入れられない場合は、住宅瑕疵担保責任保険協会に設置される審査会に審査を請求することができます。当社は特段の事情がない限り審査結果に従います。

申請を行うためには次の要件を満たす必要があります。

- ・当社に保険事故の連絡をした日から原則2ヶ月以上経過していること
- ・請求者の個人情報を含む情報を当社から提供することに同意すること

審査を請求するためには申請手数料が必要です。手数料は住宅事業者が申請する場合は50,000円(消費税別途)、住宅取得者が申請する場合は10,000円(消費税別途)となります。

【審査会窓口】

窓口	電話番号	受付時間
住宅瑕疵担保責任保険協会 審査会窓口	03-3580-0338	平日 9:00-17:00

9. この保険契約に関する相談・苦情・連絡窓口

【ハウスジーマン】

窓口	電話	受付時間
受付センター(お問合せ全般・保険事故の受付)	03-5408-8486	受付時間 平日 9:00~17:00
お客様相談室(相談、苦情)	03-5408-6088	
夜間休日受付窓口 (お客様相談や保険事故の一報受付)	0120-516-335	受付時間 平日 18:00-翌朝 9:00 土日祝日 24時間

リフォーム事業者にお読みいただきたい事項

本章には、保険契約の手続きに関してリフォーム事業者にご留意いただきたい事項を記載しています。

1. 告知および通知等の義務

(1) 保険契約申込時における注意事項(申込書の記載に関する注意事項)

リフォーム事業者には、申込時に当社に重要な事項を申し出る義務(告知義務)があります。

申込書等の重要な記載事項について、事実と異なる事項を記載した場合は、保険金をお支払いできないことがあります。虚偽記載が確認された場合は、当社は保険契約を解除することができます。

(2) 保険契約締結後における注意事項

リフォーム事業者には、申込後に次の変更等が生じる場合には、当社に通知する義務(通知義務)があります。

- 重複保険契約を締結しようとする場合や、重複保険契約が存在することを知った場合
- 保険契約申込書等の記載事項を変更しようとする場合や、変更が生じたことを知った場合

通知がない場合は保険金をお支払いできないことがあります。また、変更により危険が増加すると認める場合は、当社は保険契約を解除することができます。

2. 保険料等およびお支払方法

(1) 保険料等について

保険料等は保険料と現場検査料の合計です。保険料等は住宅の区分や延べ床面積等に応じて異なります。

- 保険料は非課税です。
- 現場検査料には、別途消費税が加算されます。

(2) 保険料等の支払方法

原則として振込みの方法で一時払いでお支払いください。振込手数料は振込者の負担となります。

■当社が口座振替により保険料等を支払うことを認める場合の注意事項

口座振替のルール	備考
振替日は申込受理月の翌々月5日(休日の場合は翌営業日)です。事前に振替に必要な残高を用意してください。	<ul style="list-style-type: none">○ 振替日に振替ができなかった場合は、別途指定する期日までに振込みより支払いいただきます。○ 口座振替に対する領収書は発行しません。

期日までに保険料等が支払われない場合、当社は申込みを取り消すことができます。

(3) 最終検査日の変更等による現場検査料の取扱いについて

最終検査日の変更等により、お支払いいただいた現場検査料と適用される現場検査料が異なることとなった場合は、生じた差額を追徴または返戻します。

3. 申込手続きにおける注意事項

(1) リフォーム事業者による対象住宅の検査

リフォーム事業者は、リフォーム工事の着工前(申込前でも構いません)に対象住宅の検査を行い報告書を提出します。

そのほか、検査のルールは次のとおりです。

検査基準	検査は、当社の「 既存住宅検査基準 」に従って行います。
検査の実施資格	検査を行うことができるのは次のいずれかに該当する方に限ります。 <ul style="list-style-type: none">○ 当社の現場検査員に対する研修と同様の研修を事前に受講した方○ 既存住宅状況調査技術者

(2) 注文者への保険の概要説明

「概要説明書」を使用して注文者に保険の概要を説明してください。「本書」はそのタイミングで注文者に渡してください。主な免責事由など、注文者にとって不利益な情報が記載された部分を十分に確認いただき、「本書」と「概要説明書」を「保険付保証明書」と一緒に保管するよう伝えてください。

説明後、「契約内容確認シート」に注文者の記名押印をいただき、申込時に当社に提出してください。

(3) 現場検査

○ 現場検査の実施時期

当社は保険の引受けに当たり現場検査を行います。適合しない場合は保険契約を締結できません。現場検査の実施時期はリフォーム工事の内容に応じて次のとおりです。

工事区分	着工前	施工中	工事完了後
下記以外の場合	○		○
新設・撤去工事を伴う工事を行う場合	○	○	○

(注) リフォーム事業者が登録建築士事務所、(1)の検査を既存住宅状況調査技術者が行っている場合は、その検査をもって着工前の現場検査に代えることができます。

○ 増改築工事に関する特約を付帯する場合

当社は上記に加えて次の時期に増築工事に対する現場検査を行います。

- 基礎配筋工事の完了時
- 躯体工事の完了時または下地張の直前の工事の完了時

現場検査は次の基準で行います。

検査基準	
	着工前の現場検査は、「 既存住宅検査基準 」に従って行います。施工中と工事完了後の現場検査は「既存住宅検査基準」に加え、リフォーム工事が「 リフォーム工事設計施工基準 」に従って行われていることを確認します。

■ 新設・撤去を伴う工事とは

次のいずれかの工事をいいます。施工中の現場検査はこれらの工事の完了時に実施します。

- 構造耐力上主要な部分の新設または撤去を伴う工事
- 屋根または外壁の防水層の(新設)または撤去を伴う工事

(4) 保険証券の発行

当社は、(3)の現場検査への適合後に「保険証券」を発行します。提出書類に不足がある場合は「保険証券」は不足書類の提出後に発行します。

支払期日に関わらず、「保険証券」は保険料等の支払いがされた後の発行となるため、保険証券の発行をお急ぎの場合は、支払期日に関わらず、請求書受領後の速やかなお支払いをお願いします。

当社は「保険証券」と合わせて「保険付保証明書」を発行します。「保険付保証明書」はリフォーム事業者から注文者に渡してください。

4. その他

(1) 当社による申込みの取消し

次の場合は、当社は保険の申込みを取り消すことができます。

保険料の支払いがされない場合	保険料が支払期日までに支払われず、当社が定める猶予期限にも支払いがない場合
リフォーム工事が完了しない場合	申込日から6ヶ月以内に工事が完了しない場合

この場合、保険料から事務手数料を差し引いた金額と未実施の現場検査料の合計額を返戻します。

(2) 保険証券発行後の条件変更

事前に注文者の同意を得ない限り条件の変更や解約をすることはできません。

(3) 保険契約の無効について

この保険契約は、法律上無効となる場合のほか、保険契約締結に関し、リフォーム事業者、注文者またはこれらの代理人に詐欺の行為があったときは無効となります。

保険契約の無効が当社の帰責によらない場合は保険料を返戻します。返戻する保険料は下記に記載の金額となりますが、詐欺による無効の場合は返戻しません。

保険料から事務手数料を差し引いた金額のうち、当社が無効の事実を知った日以降の期間(1年単位)に対応する金額

(4) 満期返戻金・契約者配当金

この保険契約には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

(5) クーリングオフ(契約申込みの撤回)

この保険は営業や事業のための保険であり、クーリングオフ(契約申込みの撤回)の対象とはなりません。

別表 「不具合事象」

リフォーム工事を実施した部分		事象
コンクリート工事	玄関土間、犬走り、はテラス等の 構造耐力上主要な部分以外のコンクリート部分	著しい沈下や、ひび割れ、不陸、隆起が生じること
木工事	床、壁、天井、屋根、階段等の木造部分	著しいそりや、すきま、割れ、たわみが生じること
ボード、表装工事	床、壁、天井等のボード・表装工事部分	仕上材に著しい剥離や、変形、ひび割れ、変質、浮き、すきま、しみが生じること
建具、ガラス工事	内部建具の取付部分	建具や建具枠に著しい変形や、亀裂、破損、開閉不良、がたつきが生じること
左官、タイル工事	壁、床、天井等の 左官や、吹付け、タイル工事の対象部分	モルタル、プラスター、しっくい、石・タイル等の仕上部分や目地部分に、著しい剥離や、亀裂、破損、変退色が生じること
塗装工事	塗装仕上部分	著しい白化や、白亜化、はがれ、亀裂が生じること
屋根工事	屋根仕上部分	屋根ふき材に著しいずれや、浮き、変形、破損、排水不良が生じること
内部防水工事	浴室等の水廻り部分の工事部分	タイル目地の亀裂、破損、防水層の破断や、水廻り部分との接合部の防水不良が生じること
断熱工事	壁、床、天井裏等の断熱工事の対象部分	断熱材のはがれが生じること
防露工事	壁、床、天井裏等の防露工事の対象部分	適切な換気状態での水蒸気の発生しない暖房機器の通常の使用下において、結露水のしたたりや結露によるかびの発生が生じること
電気工事	配管・配線工事の対象部分	破損や作動不良が生じること
	コンセント・スイッチの取付部分	作動不良が生じること
給水、給湯、 温水暖房工事	配管工事の対象部分	破損や、水漏れ、作動不良が生じること
	蛇口、水栓、トラップの取付部分	破損や、水漏れ、作動不良が生じること
	厨房・衛生器具の取付部分	破損や、水漏れ、排水不良、作動不良が生じること
排水工事	配管工事の対象部分	排水不良や水漏れが生じること
汚水処理工事	汚水処理槽の取付工事の対象部分	破損や、水漏れ、作動不良が生じること
ガス工事	配管工事n対象部分	破損や、ガス漏れ、作動不良が生じること
	ガス栓の取付部分	
雑工事	小屋裏、軒裏、床下換気孔の設置部分	脱落や、破損、作動不良が生じること



国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人
国土交通大臣登録 住宅性能評価機関
住宅金融支援機構 適合証明検査機関

〒105-0003

東京都港区西新橋 3-7-1 ランディック第2新橋ビル

©2019 株式会社ハウスジーマン